

長生郡市合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長生郡市合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、長生郡市合併協議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則として公開とする。

2 会議の運営に際しては、公平で公正な協議の推進に努めるものとする。

3 会議は、計画的に開催するものとする。

(会長等の責務)

第3条 会長は、会議の議長として副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

(関係者の出席)

第5条 議長は、必要があると認めたときは、会議に諮って委員以外の学識経験を有する者その他関係者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(表決)

第6条 会議の議事は、全会一致をもって進めることとする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

2 議長は、表決を採るときは、挙手を求め、その可否の結果を宣言するものとする。

(会議録)

第7条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議録（別記様式）を調製するものとする。

(1) 開催した日時及び場所

(2) 出席者及び欠席者の氏名

(3) 会議事項（議事の要旨）

(4) 会議経過

(5) 前各号に定めるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。

3 議長は、作成した会議録に記名押印し、これを協議会事務局に保管させるものとする。

4 会議録は、議長が記名押印した日をもって確定するものとする。

(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議資料は、公開するものとし、閲覧に供することにより行うものとする。

2 前項の公開は、会議録が確定した日以降に会長が別に定める方法により行うものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規程は、平成15年9月1日から施行する。